免許番号 区第131号 漁場の位置 淡路市舟木及び長畠地先 漁場の区域 次の点A、ア、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合30メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市野島川尻左岸 B 淡路市富島漁港東防波堤北西角 (Cから東護岸及び東防波堤延長線上163.5メートルの点) (北緯34度33.02分、東経134度55.99分) C 淡路市富島漁港東護岸東側線基部(北緯34度32.96分、東経134度56.07分) ア 北緯34度33.53分、東経134度56.30分 野島蟇浦 野島川 30m 淡路市 舟木 富島漁港 富島 0.9 1.8 km 令和5年9月1日 免許

区第131号

1			表	示						表示 番号		表		
	免許年月日	令和5年9月1		存続)	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する 令和5年9月1日				
	漁場	別紙漁場図のとおり												
		第1種区画漁業 わかめき	美 10月1			日から6月30日まで								
	漁業の種類													
1	主な漁獲物													
	漁業の時期													
	制限	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる												
フは の 海田物子然 まめかに海根が連担しかければからない。														
	3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。													
	漁業権区			先 取 特 権 区			抵 当 権 区				入 漁 権 区			
順位 番号		事 項 <u>順位</u> 番号		事項			順位 番号 事 項				順位 番号		事功	頁
1		字小倉浜940番地先												
	富島漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。													
	令和5年9月1日													
海	区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号		区貿	区第131号		摘 要					